

最高裁判所(第一小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 更正すべき理由がない旨の通知処分取消請求上告受理事件

国側当事者・国

平成31年3月28日不受理・確定

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成29年12月6日判決、本資料267号-145・順号13094)

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成28年11月29日判決、本資料266号-162・順号12940)

決 定

申立人	甲
同訴訟代理人弁護士	井上 康一
相手方	国
同代表者法務大臣	山下 貴司
同指定代理人	松隈 日出海

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成31年3月28日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 深山 卓也

裁判官 池上 政幸

裁判官 小池 裕

裁判官 木澤 克之

裁判官 山口 厚